



2016年7月29日 第2016-24号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 8月1日から 雇用保険・基本手当日額変更

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更～

8月1日から、雇用保険の基本手当日額が変更されます。雇用保険の基本手当日額は雇用保険法第18条の規定により、年度の平均給与額が上下した場合は、その比率に応じてその翌年度の8月1日以降の金額が変更されます。今回の変更は、平成27年度の平均給与額（「毎月勤労統

計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成26年度と比べて**約0.43%低下**したことに伴うものです。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金の上限額等も変更になりました。

### 【賃金日額・基本手当日額】

8月1日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,790	<b>12,740</b>	6,395	<b>6,370 (-25)</b>
30～44歳	14,210	<b>14,150</b>	7,105	<b>7,075 (-30)</b>
45～59歳	15,620	<b>15,550</b>	7,810	<b>7,775 (-35)</b>
60～64歳	14,920	<b>14,860</b>	6,714	<b>6,687 (-27)</b>
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,300	<b>2,290</b>	1,840	<b>1,832 (-8)</b>

### 【高年齢雇用継続給付】 8月分の給付金から変更

①支給限度額：341,015円 → **339,560円 (-1,455円)**

②60歳到達時の賃金月額：

上限額：447,600円 → **445,800円 (-1,800円)**

### 【育児休業給付】 8月分の給付金から変更

上限額（支給率67%）：285,621円 → **284,415円 (-1,206円)**

上限額（支給率50%）：213,150円 → **212,250円 (-900円)**

### 【介護休業給付】（政策ニュース25号参照）

①2016年7月31までに休業を開始した方（8月分の給付金から変更）

上限額：170,520円 → **169,800円 (-720円)**

②2016年8月1日以降に休業を開始した方（支給率40%から67%へ引き上げ）

上限額：**312,555円**

### 【雇用調整助成金・1日あたりの金額】 賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更

上限額：7,810円 → **7,775円 (-35円)**